

鳳珠郡穴水町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、**令和 5 年度**の固定資産税評価額に乗ずる倍率となりますのでご注意ください。

（注）これにより求められた相続税評価額は、令和 7 年分の相続税評価額となります。

令和 7 年分の相続税評価額

= 令和 5 年度の固定資産税評価額 × 評価倍率

市区町村名：鳳珠郡穴水町

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
い	岩車	全域	30	0.9	純 3.4	純 4.5	純 1.2	純 1.2		
う	鵜島	都市計画上の用途地域の定められている地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	1.0	純 3.4	純 4.2	純 1.4	純 1.4		
お	大町	都市計画上の用途地域の定められている地域								
		1 主要地方道穴水・劔地線沿い	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 国道 249 号沿い	40	1.0	周比準	周比準	市比準	市比準		
		3 主要地方道七尾・輪島線沿い								
		(1) ロ 88-3 から鵜島交差点まで	40	1.0	周比準	周比準	市比準	市比準		
		(2) 上記以外の地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		4 上記以外の地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.4	純 4.0	—	—		
		2 主要地方道穴水・劔地線沿い	40	0.9	中 37	中 48	純 1.5	純 1.5		
		3 上記以外の地域	40	0.9	中 25	中 32	純 1.5	純 1.5		
	乙ヶ崎	全域	40	1.0	純 3.4	純 4.2	純 1.6	純 1.6		
か	鹿波	全域	30	0.9	純 3.4	純 4.5	純 1.6	純 1.6		
	川島	都市計画上の用途地域の定められている地域								
		1 国道 249 号沿い	50	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	50	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.4	純 4.2	—	—		
		2 主要地方道沿い	50	1.0	中 34	中 52	純 1.5	純 1.5		
		3 上記以外の地域	50	1.0	中 25	中 32	純 1.4	純 1.4		
き	北七海	全域	30	0.9	純 3.4	純 4.5	純 1.6	純 1.6		
く	此木	県道及び主要地方道沿い								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.2	純 4.2	—	—		
		2 上記以外の地域	40	1.0	中 25	中 25	純 1.6	純 1.6		
		上記以外の地域	40	1.0	純 3.3	純 4.2	純 1.6	純 1.6		

（注） 本町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和 5 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和 7 年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和 5 年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：鳳珠郡穴水町

輪島税務署

音順 町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
		%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
し 地蔵坊	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.2	純 1.6	純 1.6		
そ 曾良	全域	30	0.9	純 3.1	純 4.5	純 1.6	純 1.6		
ね 根木	全域	30	0.9	純 3.4	純 4.5	純 1.5	純 1.5		
ひ 平野	全域	30	1.0	純 3.2	純 4.2	純 1.6	純 1.6		
ふ 古君	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.5	純 1.6	純 1.6		
む 麦ヶ浦	全域	30	0.9	純 3.4	純 4.5	純 1.6	純 1.6		
ゆ 由比ヶ丘	全域	30	0.9	純 3.4	純 4.2	純 1.6	純 1.6		
上記以外	全域	30	0.9	純 3.4	純 4.4	純 1.5	純 1.5		

（注） 本町の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。